

## 千葉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者（以下「ひとり親家庭の親」という。）及びひとり親家庭の親に現に扶養されている20歳未満の児童（以下「ひとり親家庭の児童」という。）が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るための給付金を支給し、もって、効果的にひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援することを目的とする。

### (給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

#### (1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金は支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

#### (2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

#### (3) 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

### (支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、本市に住所を有するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。

(1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

(2) 給付金の支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(3) 原則として過去に当給付金を受給していないこと。

### (対象講座)

第4条 給付金の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、給

付金の対象としない。

(支給額)

第5条 給付金の支給額は次のとおりとする。

#### I 通信制の場合

##### (1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

##### (2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

##### (3) 合格時給付金

合格時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

##### (4) 経過措置

ア 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の受講修了時給付金の「50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を20%に、(3)の合格時給付金の10%を40%に読み替えて支給するものとする。

イ 令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「50%から(1)として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、(3)の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

ウ 令和5年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講開始時給付金、(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(1)の「40%」を「30%」に、「10万円」を「7万5千円」に、(2)の「50%」を「40%」に、「12万5千円」を「10万円」に、(3)の「10%」を「20%」に読み替えて支給するものとする。

#### II 通学又は通学及び通信制併用の場合

##### (1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

#### (2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は25万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

#### (3) 合格時給付金

合格時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、30万円とする。

#### (事前相談の実施)

第6条 給付金の申請に際しては、保健福祉センターこども家庭課において、受講を希望するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童に対し事前相談を実施する。

2 当該ひとり親家庭の親の事前相談においては、希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効率的に図られると認められるかどうか等を把握するものとする。

3 当該ひとり親家庭の児童の事前相談においては、就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効率的に図られると認められるかどうか等を把握するものとする。

#### (対象講座の指定申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(様式第1号。以下「受講対象講座指定申請書」という。)を受講開始日以前に市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

2 受講対象講座指定申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

#### (対象講座の指定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、支給要件の審査を行い、速やかに指定の可否を検討し、指定する場合は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第2号）により、また指定しない場合は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（給付金の支給申請）

第9条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、市長に対して、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

2 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

3 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

（1）当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本

（2）世帯全員の住民票の写し

（3）母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（4）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

（5）受講施設の長が、当該申請者本人が支払った受講経費について発行した領収書

4 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講を修了した後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

5 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

6 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

（1）当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本

（2）世帯全員の住民票の写し

（3）母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（4）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

（5）受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、当該申請者の受講の修了を認定する受講修了証明書

（6）受講施設の長が、当該申請者本人が支払った受講経費について発行した領収書

7 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

8 合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

9 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等に

よって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本
  - (2) 世帯全員の住民票の写し
  - (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
  - (4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書
  - (5) 文部科学省が発行する合格証書の写し
- (支給決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、受講開始時給付金の支給要件の審査を行い、支給の決定をする場合は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書(様式第5号。以下「支給決定通知書」)により、また支給の決定をしない場合は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書(様式第6号。以下「不支給決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第4項の申請があった場合は、受講修了時給付金の支給要件の審査を行い、支給の決定をする場合は、支給決定通知書により、また支給の決定をしない場合は、不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条第7項の申請があった場合は、合格時給付金の支給要件の審査を行い、支給の決定をする場合は、支給決定通知書により、また支給の決定をしない場合は、不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第11条 前条第1項により受講開始時給付金の支給決定を受けた当該申請者は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前条第2項により受講修了時給付金の支給決定を受けた当該申請者は、請求書を市長に提出するものとする。

3 前条第3項により合格時給付金の支給決定を受けた当該申請者は、請求書を市長に提出するものとする。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。